

2024年度 介護保険領域における実態調査

このたびは調査にご協力くださりありがとうございます。

【調査目的】

臨床の実態を把握し、今後の介護報酬改定における要望活動等の資料とすること

【倫理的配慮】

- ・回答いただいた内容は統計的に処理し、個々の回答を公表することはありません。
- ・ご回答いただいた皆様との情報共有と、協会員に当該領域の作業療法の実態について周知するため、機関誌へ結果の掲載を予定しています。

【所要時間】

約15～20分

【調査項目】

- 1．施設情報
- 2．個別回答：事業を1つ選択し回答（介護老人保健施設／介護福祉施設／介護医療院／通所介護（共生型含む）／認知症対応型通所介護／通所リハビリテーション／訪問リハビリテーション／訪問看護）
- 3．社会参加への取り組み
- 4．賃上げについて
- 5．その他

【注意事項】

- ・回答内容がデータではお手元に残りません。
- ・特に記載がない項目に関しては、回答時点の状況でお答えください。
- ・算定している加算項目を何う質問がございます。回答者が把握している範囲でください。
- ・「2．個別回答」において、一度に回答いただけるのは1事業のみとなります。2つ以上のサービスについて回答いただける場合は、お手数ですが一度最後まで回答された後、再度アクセスし、異なるサービスについてご回答ください。
（例：1回目→通所リハビリテーションを回答→完了、再度アクセスして2回目→訪問リハビリテーションを回答）

どうぞよろしくお願いいたします。

2024年度 介護保険領域における実態調査

施設情報

1. 法人にて有している介護保険のサービスについてお答えください。

※複数回答可

- 介護老人保健施設
- 介護老人福祉施設
- 介護医療院
- 短期入所生活介護
- 居宅療養管理指導
- (地域密着型) 通所介護
- 通所介護
- 認知症対応型通所介護
- 通所リハビリテーション
- 訪問リハビリテーション
- 訪問看護
- その他(具体的に)

* 2. サービス毎の状況についてお答えいただきます。リハビリテーション専門職の人数や加算等についてお伺いするため、状況のわかるサービスを一つ選択してください。

- 介護老人保健施設
- 介護老人福祉施設
- 介護医療院
- 通所介護(共生型含む)
- 認知症対応型通所介護
- 通所リハビリテーション
- 訪問リハビリテーション
- 訪問看護

2024年度 介護保険領域における実態調査

訪問看護

特に記載がない項目に関しては、回答時点の状況でお答えください。

1. 事業所名をお答えください。

※回答は任意です。

2. 作業療法士の常勤換算数をお答えください。

※数字のみお答えください。

3. 訪問看護に勤務している作業療法士の人数（常勤と非常勤の合計）をお答えください。

※数字のみお答えください。

4. 3のうち、日本作業療法士協会に所属している人数をお答えください。

※数字のみお答えください。

5. 理学療法士の常勤換算数をお答えください。

※数字のみお答えください。

6. 言語聴覚士の常勤換算数をお答えください。

※数字のみお答えください。

7. 看護師の常勤換算数をお答えください。

※数字のみお答えください。

8. 作業療法士の人数は十分ですか。

- 足りている
 不足している

9. 作業療法士の求人はしていますか。

- している
 していない

10. 利用者の主疾患で多いものを3つお答えください。

(選択肢：脳血管疾患／心疾患（心臓病）／関節疾患／認知症／骨折・転倒／高齢による衰弱／その他)

1番目に多い

2番目に多い

3番目に多い

その他を選択した場合は記載してください。

11. 1日あたりの定員をお答えください。

※数字のみお答えください。

12. 2024年9月1日時点での要介護認定を受けている利用者の人数をお答えください。

※数字のみお答えください。

13. 2024年9月1日時点での要支援認定を受けている利用者の人数をお答えください。

※数字のみお答えください。

14. 要介護者に対して、算定しているものをすべて選択してください。

- 指定訪問看護ステーション（20分未満）
- 指定訪問看護ステーション（30分未満）
- 指定訪問看護ステーション（30分以上1時間未満）
- 指定訪問看護ステーション（1時間以上1時間30分未満）
- 指定訪問看護ステーション（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合）
- 病院又は診療所（20分未満）
- 病院又は診療所（30分未満）
- 病院又は診療所（30分以上1時間未満）
- 病院又は診療所（1時間以上1時間30分未満）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合の算定
- 高齢者虐待防止措置未実施減算
- 同一建物減算
- 特別地域訪問看護加算
- 中山間地域等における小規模事業所加算
- 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
- 緊急時訪問看護加算（I）
- 緊急時訪問看護加算（II）
- 特別管理加算（I）
- 特別管理加算（II）
- 専門管理加算
- ターミナルケア加算
- 遠隔死亡診断補助加算
- 特別指示減算（主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算）
- 訪問回数超過等減算（理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合の減算）
- 初回加算（I）
- 初回加算（II）
- 退院時共同指導加算
- 看護・介護職員連携強化加算
- 看護体制強化加算（I）
- 看護体制強化加算（II）
- 口腔連携強化加算
- サービス提供体制強化加算（I）
- サービス提供体制強化加算（II）

15. 要支援者に対して、算定しているものをすべて選択してください。

- 指定介護予防訪問看護ステーション（20分未満）
- 指定介護予防訪問看護ステーション（30分未満）
- 指定介護予防訪問看護ステーション（30分以上1時間未満）
- 指定介護予防訪問看護ステーション（1時間以上1時間30分未満）
- 指定介護予防訪問看護ステーション（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合）
- 病院又は診療所（20分未満）
- 病院又は診療所（30分未満）
- 病院又は診療所（30分以上1時間未満）
- 病院又は診療所（1時間以上1時間30分未満）
- 同一建物減算
- 特別地域介護予防訪問看護加算
- 中山間地域等における小規模事業所加算
- 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
- 緊急時訪問看護加算（I）
- 緊急時訪問看護加算（II）
- 特別管理加算（I）
- 特別管理加算（II）
- 専門管理加算
- 訪問回数超過等減算（理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合）
- 12月超減算（利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合）
- 初回加算（I）
- 初回加算（II）
- 退院時共同指導加算
- 看護体制強化加算
- 口腔連携強化加算
- サービス提供体制強化加算（I）
- サービス提供体制強化加算（II）

16. 訪問看護における24時間対応のニーズに対する即応体制の確保についてお伺いします。

緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていますか。

- 行われている
- 行われていない
- わからない

17. 訪問看護における24時間対応のニーズに対する即応体制の確保についてお伺いします。
24時間対応のニーズに対する職種をお答えください。

※複数回答可

- 看護師が実施
- 理学療法士等が実施
- その他(具体的に)

18. 理学療法士等による訪問看護の評価の見直しについてお伺いします。
今回の介護報酬改定に伴い、訪問回数が増えましたか。

- 要介護者・要支援者とも増加した
- 要介護者のみ増加した
- 要支援者のみ増加した
- 増加していない

19. 上記設問にて、「要介護者のみ増加した」「要支援者のみ増加した」「増加していない」と回答された方にお伺いします。

今後訪問回数を変更する予定はありますか。

- ある
- ない
- わからない

20. 12月を越えた要支援者に対するサービス提供をしている事業所に伺います。
令和6年6月と比較して、現在のサービス提供状況についてお答えください。

- 令和6年6月以前と変わらない
- 令和6年6月以前と比べて縮小した

21. 12月を越えた要支援者に対するサービス提供をしていない事業所に伺います。
令和6年6月を基準として、現在のサービス提供状況についてお答えください。

- 令和6年6月以前よりサービス提供をしていない
- 令和6年6月以降にサービス提供をしなくなった

22. 令和6年度改定での12月を越えた要支援者に対する減算を受けて、事業所の対応方針や影響などについて特記すべきことがあれば教えてください。

23. 看護師の採用状況についてお答えください。

- 採用できている
- 採用できていない
- 採用していない

24. 上記にて「採用できていない」と回答された方に伺います。採用できていない理由を教えてください。

例：応募が来ない、採用条件が合わない等

25. 訪問看護ベースアップ評価料を算定していますか。

- 訪問看護ベースアップ評価料 (I) を算定している
- 訪問看護ベースアップ評価料 (II) イ～ソを算定している
- 算定していない
- わからない

26. 在宅医療におけるICTを用いた連携の促進について、実施していますか。

- 実施している
- 実施していない

27. 上記設問にて「実施している」と回答された方にお伺いします。
使用しているシステムや方法などを教えてください。

28. 本調査の回答回数についてお伺いします。

(2回以上の回答をしている場合は調査終了ページに飛びます)

- 1回目
- 2回以上

2024年度 介護保険領域における実態調査

社会参加への取り組み

1. 高齢者や要介護者に対する就労支援（有償ボランティアを含む）等の社会参加に関して取り組んでいることがあれば教えてください。

2024年度 介護保険領域における実態調査

賃上げについて

所属している作業療法士全体について伺います。

1. 令和6年度介護報酬改定によって、介護職員等処遇改善加算の対象職種に作業療法士は入りましたか。

- 入った
- 介護職員等処遇改善加算は算定しているが、作業療法士は入っていない
- 介護職員等処遇改善加算の算定対象の事業所ではあるが、算定していない
- 介護職員等処遇改善加算が算定対象の事業所ではない
- わからない

2. 今年度、定期昇給はありましたか。

- 既にあった
- 今後ある予定
- ない
- わからない

3. 今年度、定期昇給以外の賃上げはありましたか。（手当、一時金等）

- 既にあった
- 今後ある予定
- ない
- わからない

4. 今年度、定期昇給および定期昇給以外の賃上げ（手当、一時金等）が「既にあった」「今後ある予定」と回答された方に伺います。

なぜ賃上げがされましたか。

※複数回答可

- 例年通りの定期昇給であったため
- 介護報酬改定がプラス改定であったため
- 処遇改善加算が一体的運用になったため
- 収益の増加があったため
- わからない
- その他（具体的に）

2024年度 介護保険領域における実態調査

その他

1. 介護報酬についてご意見があればご記載ください。

何を書いていただいても構いませんが、特に「算定しているが労力に対して報酬が低い」「報酬と労力が見合わないので算定していない」などの加算等がありましたら項目や内容を教えていただけますと幸いです。

2. 2025年1、2月頃に意見交換会の開催を予定しております。この意見交換会について関心はありますか。

- 関心があり参加したい
- 関心はない
- その他（具体的に）